

大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 2873 号 2016.2.18 発行

介護事業に富裕層を取り込め 森剛志 / 家計経済・経済格差

シノドスジャーナル 2016年2月18日

2005年ビルゲイツ氏（マイクロソフト会長）が、インドへ5000台ものパソコンを提供し、eガバナンス・プロジェクトへ1億ルピーの寄付を申し出た。2011年東日本大震災直後には、孫正義氏（ソフトバンク社長）が被災者への義援・支援金として、個人で100億円を寄付すると宣言した。最近では、2015年にザッカーバーグ氏（フェイスブック最高経営責任者）が5兆5000億円にもものぼる寄付をすると宣言した。

いったい、富裕層がどこに資金を使っているのか見えにくいと一般には思われているかもしれない。しかしながら、彼らの資金の使い方には1つのルールがある。それは、自らが利する（私利）と信じる事業へ投資するということである。

富裕層は、時代を嗅ぎ分ける

ビルゲイツ氏のインドへの寄付は、インド人がこれからパソコンを使ってくれるという将来への投資であり、政府のeプロジェクトへの寄付は、自らの事業がインドで展開し、さらにはインドと連携することで大きく成長すると見越したものだと考えられる。

孫正義氏の被災者への義援・支援金に関しては、確かに個人として赤十字や福島県、宮城県、岩手県などに対して10億円ずつ寄付しているが、孫氏自身が組織の会長を務める「東日本大震災復興支援財団」に40億円の寄付を行うというものであった。つまり、東日本の復興事業として、彼は莫大な投資を行ったともいえる（寄付先は全て公開されている）。さらに、ザッカーバーグ氏の巨額の寄付先も自らが所有する有限責任会社である。

私は、こうした富裕層の「純粋な意味での寄付」とはいいがたいお金の使い方を批判するつもりは全くない。むしろ、歴史的に見て、富裕層のお金の使い方とは、その時代に必要なとされる「時代的要請（公益）」と深く関係してきたのである。

孫正義氏の場合、100億円の寄付のうち、自らが会長を務める組織への40億円の寄付を差し引いたとしても60億円だ。個人の寄付額としてはダントツであり、敬服するに値する。さらに、彼の東日本再生への意気込みは並々ならぬものがあるだろう。ビルゲイツ氏のインドの投資は、すでに多くのインド人IT技術者を生み、大きな社会貢献となっている。

実は、富裕層のお金の使い方は、自らの事業への投資（私利）と社会的要請（公益）とに深く関係している。日本のこれまでの歴史的を振り返ってみても、日本の富裕層は、社会インフラの整備と国力の充実のために社会奉仕ともいえる投資を積極的に行ってきたのである。富裕層は、時代が必要とするものを嗅ぎ分ける臭覚をもつのである。

政府が富裕層に与える影響

時代的要請といったが、これまでの日本ではどのような時代的要請があったのか、そしてそのとき富裕層はどのように動き、投資してきたかを振り返ってみよう。なぜなら、政府の政策は、日本の富裕層のお金の使い方に変な影響を与えてきたからである。

まずは、明治期である。この時期に各地の富裕層の投資行動と政府の政策に関係するものの1つとして、郵便制度の整備があげられる。当時日本の郵便制度は未熟なものであり、全国に郵便局を設置し展開する必要があった。

幕末に坂本龍馬が土佐の姉宛に百通以上もの手紙を送っていたことは広く知られた事実であるが、1通送付するのには現在の価値で10万円以上の費用がかかったのである。(ただの浪人がこの費用をどのように調達したのか、つまりスポンサーは誰であったのかは、現在解き明かされつつある興味深い史実である。)

明治政府には、郵便局を整備するだけの資金はない。そこで利用したのが全国各地にいる富裕層の邸宅であった。各地の名士や大地主に土地と建物を無償で提供させる代わりに、事業を委託する形で郵便局が設置されたのである。この制度では、局長は官吏に準ずるといふ好待遇も受けられ、各地の富裕層にとっても十分利するものであった。また、各地の名士がお金を出し合って尋常小学校を設立し、人材養成にも貢献したことは、明治期の注目すべき事実である。

次に大正期である。この時期になると、各地に診療所・病院ができ始める。これは、日本だけではなく、イギリスやアメリカでも同時期の1920年代に各地で診療所・病院ができ始めている。まさに、医療の黎明期といってもよい。ただ、米英の場合は慈善団体が診療所・病院を設立するのが普通であったが、日本は慈善団体などほとんどない状態であった。しかしながら、政府としては各地に病院施設の社会インフラが必要であった。

そこで力をふるったのが、各地の富裕層であった。当時、診療所は開設すればほぼ間違いなく儲かるものであった(詳しくは、猪飼『病院の世紀』を参照)。政府は開業医に対して、十分な診療報酬を確約したのである。そのため、自らの邸宅の一部を診療所として開設する開業医が雨後のタケノコのように各地にできることとなる。地方の開業医が富裕層である傾向が強いのは、戦後にも引き継がれていく。(詳しくは、橋木・森『日本のお金持ち研究』日本経済新聞社を参照)

さらに、戦後である。戦後の富裕層の変遷については、三つの時代に分けることができる。まず、1960年代の松下幸之助を筆頭とする「オーナー経営者の時代」である。表1には、1960年当時の上位高額所得者を掲載している。

所得上位者の常連は、松下幸之助をはじめ石橋正二郎(ブリヂストン)、井植歳男(三洋電機)、出光佐三(出光興産)、上原正吉(大正製薬)などであり、いずれも戦後の日本経済を支えてきた大企業のオーナー社長であった。

日本が焼け野原から復興し、新たな時代を切り開いていくために、日本の政府は産業を育成振興していく必要があった、この時期はそうした時代である。

表1 1億円以上の所得者(1960年度) 出典: 国税庁『全国高額納税者名簿』1960年より。

1	石橋正二郎	(ブリヂストン社長)	308,989
2	松下幸之助	(松下電器会長)	305,489
3	住友吉左衛門	(無職)	177,497
4	鈴木常司	(ポーラ化粧品社長)	164,040
5	井植歳男	(三洋電機社長)	143,654
6	山岡康人	(ヤンマーディーゼル副社長)	143,621
7	般若松平	(般若旋盤社長)	128,150
8	竹中錬一	(竹中工務店社長)	127,015
9	吉田忠雄	(吉田工業社長)	125,588
10	出光佐三	(出光興産社長)	122,698
11	石橋幹一郎	(ブリヂストン副社長)	122,454
12	鹿島守之助	(鹿島建設会長)	121,335
13	小川耕一	(大都工業社長)	117,257
14	坂本栄一	(坂本紡績社長)	113,222
15	菊地武美	(医師)	110,148

その後、1969年からは「土地成金の時代」

へと様変わりをする。時代は「列島改造」を要求しており、各地の田畑をもつ農家に土地を手放し、国家事業に賛同してもらう必要があったのである。表2には、1960年代の1億円以上の所得を稼いだ人の数の推移をまとめている。税制が改正された1969年以降に、土地長者の数が急増しているのがわかる。

表2 1960年代に1億円以上の所得を稼いだ人の数 出典：国税庁『全国高額納税者名簿』の各年より集計。

土地の譲渡所得税率が大幅に引き下げられ、土地の売買が促進されることとなり、この機に乗じた各地の農家や不動産投資家たちが土地長者となっていく。このブームはバブル経済が破綻する90年代まで続く。まさに、政府の政策が各地の土地持ちを動かし、土地売買を促進して、土地への投資を加速させていったのである。

年	人数
1960	15
61	14
62	26
63	32
64	37
65	27
66	33
67	49
68	61
69	664

多死社会がやってくる

これからの日本社会における時代の要請とは何だろうか。確実に言えること、それは遠くない将来に多死社会が訪れるということである。団塊の世代が75歳以上となる2025年には、75歳以上の後期高齢者が約2200万人となる。それとともに、どのように人生の最終章を健やかに過ごせるか、ということに関心が向けられていくだろう。

しかしながら、最終章を迎える前の介護の現場は、すでに大変深刻なものとなっている。介護施設としての届け出が行われていない施設(いわゆる「無届け介護ハウス」)が、介護に必要な老人の受け皿となっている。しかも、この無届け介護ハウスは、全国におよそ2000件近くもあると言われている。現在、許認可をうける介護施設となるための規制は厳しいものであり、低所得者の介護を必要とする高齢者の需要にはかなっていない。そのため、どの介護施設も採算ぎりぎりでの経営を迫られている。

本当に事態が深刻になるのはこれからである。介護を必要とする人は2015年時点で614万人であるが、2025年には820万人になるとみられている(厚生労働省2015)。当然ながら、介護人材も不足している。介護を担う人材は2015年時点で12万人不足しているのが、2025年には38万人も不足すると言われている(「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」厚生労働省2015)。極めて大きな労働市場である。

年次	一般世帯						その他
	総数	単独	核家族世帯			ひとり親と子	
			総数	夫婦のみ	夫婦と子		
世帯主65歳以上							
2010年	100.0	30.7	56.4	33.3	14.9	8.2	12.8
2015年	100.0	31.8	56.2	32.9	15.0	8.4	12.0
2020年	100.0	33.3	55.5	32.5	14.3	8.8	11.2
2025年	100.0	34.8	54.9	32.0	13.6	9.3	10.4
2030年	100.0	36.3	54.2	31.5	13.0	9.7	9.5
2035年	100.0	37.7	53.6	30.9	12.7	10.0	8.7
世帯主75歳以上(再掲)							
2010年	100.0	36.8	49.9	30.8	9.9	9.1	13.3
2015年	100.0	37.0	51.4	31.2	10.7	9.5	11.5
2020年	100.0	37.3	52.3	31.4	10.9	10.0	10.4
2025年	100.0	37.7	52.4	31.2	10.9	10.2	10.0
2030年	100.0	38.7	51.7	30.5	10.5	10.6	9.6
2035年	100.0	39.7	51.1	29.9	10.0	11.2	9.2

表4 世帯主65歳以上・75歳以上の世帯の家族類型別世帯数、割合(2010~2035年)、割合(%)
出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計(全国推計)』(2013年)

一方で、自宅でも施設でも介護を受けられない、いわゆる「介護難民」は、すでに43万人にもものぼっている。特別養護老人ホームへの待機待ち高齢者は、全国ですでに51万人にも及ぶ。もし明治期の社会が要請した郵便制度のように、政府が潤沢な資金を介護の現場

に振り向けて、それを抱える施設提供者に十分な社会的地位を与えたなら、日本の富裕層はその時代的な要請にこたえていくかもしれない。

明治政府が、郵便局を整備するだけの十分な資金がなかったにもかかわらず、各地の富裕層の邸宅を利用して、土地と建物を無償で提供させる代わりに、事業を委託する形で郵便局が設置されたことはすでに述べた。この制度では、局長は官吏に準ずるという好待遇も与えられた。現在、介護施設の運営者の社会的身分は決して高いものではない。しかも無届介護ハウスなどは、政府の許可を受けていない無認可施設である。今後の日本の状況を鑑みて、こうした施設の運営を政府がうまく機能するように政策を打っていくことが重要となるだろう。

ここで、日本の家族構造がどのように推移するか、20年先までの状況をみてみたい。一言でいえば、予想以上に高齢者の一人暮らし(あるいは夫婦のみ世帯)が増えていくのである。国立社会保障・人口問題研究所は、5年ごとに日本の家族構造についての将来推計を公表している。表4は、2035年までの世帯構造の予測推移を示したものである。2025年には、65歳以上では、単独世帯が全体の3割を超え、夫婦のみ・夫婦と子の世帯と合わせると、全体の8割以上となる。

日本の将来に、富裕層がどのような対応するかは重要である。東京、埼玉、千葉といった都心部では高齢化率が急激に上昇する。2015年から2025年の10年間で、都心部で高齢化率はいまの2倍となる。それに対して、島根や鳥取など地方ではすでに高齢化は進んでおり、これから高齢化の比率は横ばい、あるいは低下するといった地域格差が生まれてくる。

	業種	平均年齢	平均勤続年数	平均給与(千円)
1	建設業	47.4	14.6	4,602
2	製造業	44.8	14.6	4,876
3	卸売・小売業	44.9	11.9	3,541
4	宿泊業、飲食サービス業	42.9	8.6	2,368
5	金融・保険業	43.6	13.8	6,095
6	不動産業、 物品賃貸業	52.7	13.6	4,156
7	運輸業、郵便業	47.5	11.6	4,162
8	電気・ガス・熱供給・水道業	44.0	20.0	6,554
9	情報通信業	41.1	12.0	5,925
10	学術研究、 専門・技術サービス、 教育、学習支援業	44.6	11.2	5,074
11	医療、福祉	44.5	8.4	3,791
12	複合サービス事業	46	14.2	3,875
13	サービス業	46.7	9.7	3,415
14	農林水産・鉱業	51.7	17.9	2,899

表5 業種別の平均年齢・平均勤続年数・平均給与について

出典：国税庁「民間給与実態統計調査」(平成26年)に基づいてまとめた。

こうした介護需給のアンバランスを是正するための社会資本整備に、各地の富裕層の投資が生かせるのではないだろうか。我が国は、2000年代に入ってから、急激にサービス産業が拡大してきた。しなしながら、そこで働く人々の給与は低い。表5は国税庁「民間給与実態統計調査」(平成26年)に基づいて、業種別の平均年齢・平均勤続年数・平均給与についてまとめたものである。勤続年数は、サービス業や医療・福祉の業種で短い。また、

製造業などの第2次産業では平均年収が400万円を超えるのに対して、医療・福祉やサービス業では平均年収300万円程度の給与水準である。

つまり、100万円以上の開きがある。そして、この格差は世代間格差とも連動している。若い世代では、その多くが、低い給与水準の待遇（非正規社員）・産業（サービス業）で雇用されており、中高齢の世代の多くは、高い給与水準の待遇（正規社員）・産業（第2次産業）で雇用されている。

いま必要なのは、「若い世代への社会保障」である。これから成長するサービス産業の筆頭格は、医療・介護であろう。医療・介護への給付は、高齢者への政府給付ととらえられがちであるが、そこで働くのは勤労世代であり、若年者も多く含まれる。介護給付を厚くして、富裕層がこの分野に進出できるように政策を打つことや、またこの領域の給与水準も引き上げることは、若い労働者をこの分野にひきつけ、生産性を引き上げるのにも役立つであろう。

介護が儲かる市場でなければ、大きくは育たない。介護市場を育て、国内の若い働き手に製造業並みの中級程度以上の給与水準を保証するサービス業への発展させることも、富裕層を取り込むひとつの案ではないだろうか。

新・日本のお金持ち研究（日経ビジネス人文庫）

著者／訳者：橘木 俊詔 森 剛志

出版社：日本経済新聞出版社（2014-01-08）

定価：¥ 75 Amazon 価格：¥ 756 文庫（256 ページ）

ISBN-10：4532197155 ISBN-13：9784532197155



森剛志（もり・たけし） 家計経済・経済格差 1970年生まれ。

早稲田大学政治経済学部卒業、京都大学大学院博士課程修了（博士号取得）。日本学術振興会特別研究員を経て、現在、甲南大学経済学部教授。

<主な著書>

『日本のお金持ち研究』（共著、日本経済新聞社、2005年）

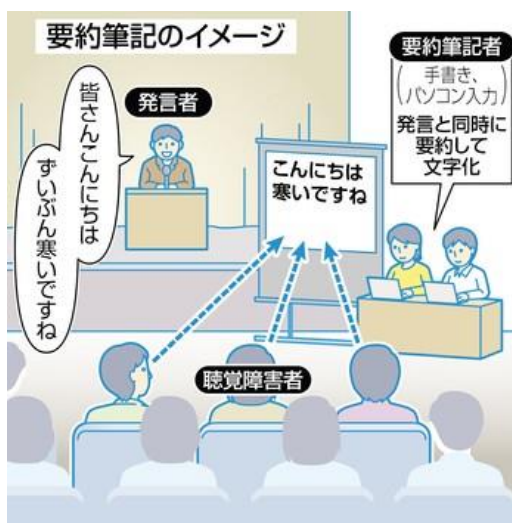
『日本のお金持ち妻研究』（共著、東洋経済新報社、2008年）

『新・日本のお金持ち研究』（共著、日本経済新聞社、2009年）

『日本のお医者さん研究』（共著、東洋経済新報社、2012年）ほか。

聴覚障害者、選挙が身近に 候補者演説など「要約筆記」に報酬OK

東京新聞 2016年2月18日



聴覚障害がある有権者のために、候補者の演説などを文字で簡略に伝える「要約筆記」に対し、政党や候補者が報酬を支払えるようにする公職選挙法改正案が、今国会で成立する見通しになった。夏の参院選から適用される公算。従来、認められていた手話通訳への報酬の支払いに加え、要約筆記への報酬も認められて利用が広がれば、聴覚障害者が選挙に参加しやすくなる。（大杉はるか）

聴覚障害者は手話の苦手な人もおり、要約筆記へのニーズは大きい。厚生労働省の調査（二〇〇六年、複数回答可）では、聴覚障害者がコミュニケーション手段として挙げたのは「筆談・要約筆記」が30・2%で、「手話・手話通

訳」(18・9%)を上回った。

一三年の公選法改正で選挙運動のための屋内での映写が認められ、要約筆記も表示できるようになったが報酬の支払いは買収に当たる恐れがあるとして禁じられてきた。民主、維新両党はこれを解禁する公選法改正案を近く提出し、与党も賛成する方針。報酬額は、政党が支払う場合は「社会通念上妥当な額」(総務省)、候補者による支払いは政令で基準額を定める。

手話通訳には〇〇年の同法改正で支払いが認められた。法改正で要約筆記の普及が進めば、聴覚障害者はより多様な手段で投票の判断材料を得られる。全国要約筆記問題研究会の三宅初穂(はつほ)理事長は「政党や候補者が、聴覚障害者にも政策を伝える手段が必要と気づいてくれたら」と期待する。

一方、視覚障害者への対応は遅れ気味だ。選挙で政党などから点訳者への報酬支払いは認められておらず、今回の法改正でも対象外。改正案作りに携わった民主党の黒岩宇洋衆院議員は障害者の政治参加を「一歩ずつ前に進めたい」と話している。

<要約筆記> 講義や研修などで発言者が話すと同時に要約文をつくり、聴覚障害者らに読んでもらう情報伝達手段。手書きしたノートやパソコン画面を直接見てもらったり、スクリーンに映し出したりする。厚生労働省によると、登録試験に合格した要約筆記者は2013年度末現在で3513人。国内の聴覚障害者は推計約32万人(11年度調査)。

県虐待対応専門職チーム、障害者にも拡大 4月ごろから 愛媛新聞 2016年02月18日

愛媛弁護士会と愛媛県社会福祉士会で組織し、高齢者虐待について関係機関に助言などを行う「県虐待対応専門職チーム」は17日までに、4月ごろから障害者虐待にも対応する方針を固めた。19日に松山市である県障害者虐待防止連携会議で自治体担当者などに説明する予定。

社会福祉士会約20人と弁護士会約10人が登録しているチームは2009年7月に活動を開始。自治体などと契約を結び、虐待が発覚して関係機関から依頼があれば、メンバーを派遣している。現在、県内15市町が契約、ケース会議への出席や研修の講師などに年間数件ずつ依頼があるという。

チームでは12年の障害者虐待防止法施行を受けて協議を開始。対象を高齢者に限定していた要綱を改定し、障害者などにも対応できるようにする。県によると、同法の理解が進んだこともあり、県内の障害者虐待認知件数は13年度23件、14年度48件と増えている。

「障害者スポーツを劇的に変える」 舛添知事が施政方針 東京新聞 2016年2月18日

都議会の第一回定例会が十七日、開会した。舛添要一知事は施政方針で、障害者スポーツに関して「(二〇二〇年の)パラリンピックを通じて劇的に変えていく」と表明。一六年度予算案に盛り込んだ二百億円の障害者スポーツ振興基金を活用し、今後四年間に集中的、重点的に取り組む考えを示した。

具体策として、選手発掘とともに、競技団体による競技会や合宿などに対する支援の拡充、二〇年大会に出場が期待される選手を「東京ゆかりパラリンピック出場候補」に認定して、強化活動を後押しする。

練習場所の確保に関しても、北区と国立市にある障害者スポーツセンターの改修に加え、特別支援学校の体育館活用、区市町村の体育施設へのバリアフリー化支援を挙げた。

演説では「私が懸念しているのは貧困の連鎖、格差の拡大」とも言及。子どもに食事の提供、学習支援をする区市町村に運営費を補助し、首都大学東京の「子ども・若者貧困研究センター」と連携して調査、研究する。非正規労働者の正規化支援も挙げて「人生の各段階での貧困の連鎖を防いでいきたい」と語った。

この日の本会議では、会期を三月二十五日までの三十八日間と決定したほか、北朝鮮による核実験、ミサイル発射に抗議する決議案を可決した。

介護保険、軽度者向けサービス縮小へ議論 社保審議会 蔭西晴子

朝日新聞 2016年2月18日

介護保険見直しの焦点

サービス縮小 	要介護度が軽い人への訪問介護のうち、掃除や調理といった生活援助サービスを保険対象から外す 軽度者向けの車いすなど福祉用具の貸与や手すりの取り付けといった住宅改修を保険対象から外す
負担増 	自己負担が高額になった場合、一部が払い戻される「高額介護サービス費」制度の自己負担上限額を引き上げ サービス料の自己負担割合が2割の人の対象を拡大

2018年度の介護保険制度見直しに向けた論議が17日、社会保障審議会（厚生労働相の諮問機関）の部会で始まった。膨らみ続ける介護費を抑えるため、要介護度が軽い人向けのサービスを絞り込むことが柱になりそうだ。年内に結論を出し、来年の通常国会で法改正を目指す。

厚労省はこの日の部会で、「介護保険制度の持続可能性の確保」に取り組むことが重要とした上で「軽度者への支援のあり方」を検討項目に挙げた。見直しの最大の焦点は、介護の必要な程度が軽い人向けの掃除や洗濯、調理といった生活援助サービスだ。ホームヘルパーが自宅を訪れる訪問介護の対象となる。

財政制度等審議会（財務相の諮問機関）は昨年6月、要介護1、2向けの訪問介護で生活援助サービスの利用が多いことを指摘し、介護保険から外して原則自己負担にすべきだと提案。これに関し、昨年12月の経済財政諮問会議では16年末までの結論を求めた。

【主張】老人ホーム転落死 特異な犯罪で片付けるな 産経新聞 2016年02月18日

川崎市の介護付き有料老人ホームで入所者3人が相次いで転落死した事件で、殺人容疑で逮捕された元職員の男が3人を投げ落としたことを認めているという。

厚生労働省の担当者は「特異な個人による犯罪の側面が強い」と述べたとされる。確かに異常な事件ではあるが、特異事例として扱うことは、再発防止に何ら寄与しない。

過酷な介護の現場で奮闘する多くの職員がいることも知っている。悲劇を繰り返さないために必要な教訓を、事件から学び取らなくてはならない。

入所者の転落死が相次いだのは一昨年11月から12月にかけてだった。事件があった老人ホーム「Sアミーユ川崎幸町」では昨年も複数の職員による入所者への暴行暴言、職員によるナースコールの断線などの不祥事が続いた。

親会社「メッセージ」の系列ホームでも昨年、入所者を殴打したり、未使用のおむつを頭部にかぶせたり虐待があった。厚労省は昨年11月、管理態勢に問題があるとして同社に介護保険法に基づく業務改善命令を出していた。

また厚労省によると、平成26年度の施設従事者による高齢者虐待判断件数は300件を数え、相談・通報件数は1120件にのぼった。連続転落死事件は、こうした施設、グループ、全体の事例の延長線上にあると考えるべきだ。

厚労省の調査では虐待300件のうち6割以上の要因は「教育・知識・介護技術に関する問題」とされ、被害を受けた高齢者の8割近くに認知症があった。

逮捕された元職員には救急救命士の資格があったが介護の経験はなく、亡くなった3人の老人には認知症、記憶障害の症状があったとされる。専門知識のない元職員に対応の難しい入所者の対応を任せきりにしていたとすれば、会社側の責任も大きい。

高齢化による入所者数の増加に介護従事者の拡充や待遇改善が追いつかず、人手不足が慢性化している背景もある。これは国全体で対応を考えるべき問題だ。

警察にも疑問がある。神奈川県警が同一施設で3件の転落死が続いたことを把握したの

は、翌年5月、元職員が別の窃盗容疑で逮捕された後だったという。「変死事案が多い」などは全く言い訳にならず、お粗末である。徹底した捜査検証が必要だ。

社説：川崎連続転落死 介護の現場で何があったのか 読売新聞 2016年02月18日

高齢者を預かる施設への信頼を揺るがす事件と言えよう。

入所者がベランダから転落死する事件が相次いだ川崎市の有料老人ホーム「Sアミーユ川崎幸町」の元職員の男が、殺人容疑で神奈川県警に逮捕された。

事件は2014年11月から12月にかけて3件続き、夜間から未明の時間帯に80～90歳代の男女3人が死亡した。23歳の元職員は、いずれの日も当直勤務だった。

逮捕容疑は、1件目の被害者の殺害だ。調べに対し、元職員は「抱き上げて、投げ落とした」などと容疑を認めている。

供述が事実であれば、なぜ殺意を抱いたのか。虐待などの予兆はなかったのか。元職員は、介護の仕事に「嫌気がさした」とも供述しているとされる。県警は、動機や経緯を詳細に解明し、再発防止につなげねばならない。

元職員は他の2件に関する話もしているという。3件とも目撃者はおらず、防犯カメラの映像なども残っていない。自白頼みの捜査に陥らぬよう、供述の慎重な裏付けが何より重要である。

事件を巡り、捜査の問題点が明らかになりつつある。所轄の幸署が県警本部に転落死の連続発生を報告したのは、3人目の死亡者が出た後だった。3件は、個別の変死事案として処理され、司法解剖などは行われなかった。

介護に必要な高齢者が、ベランダの高さ1メートル以上の柵を乗り越えて転落するのは、不自然ではないか。事件性を疑い、早期に本格捜査に着手すれば、その後の発生を防げたかもしれない。

元職員は昨年、入所者の現金や貴金属狙いの窃盗を繰り返したとして逮捕され、執行猶予付きの有罪判決を受けた。別の元職員も入所者への暴行罪で起訴された。

施設の運営会社の親会社は、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などを手広く展開する介護サービス業界の大手だ。信頼して入居した利用者や家族らは、裏切られた思いだろう。

職員の管理体制に問題がなかったのかどうか、施設の運営状況についての検証が必要だ。

介護施設の職員によるトラブルは後を絶たない。14年度に確認された施設での虐待は、過去最多の300件に上った。

背景として、かねて指摘されるのが、介護現場の深刻な人手不足だ。知識や経験の乏しい職員も雇用せざるを得ない実態がある。

職員教育の見直しと、外部からの監視強化が急務である。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行